

# 「南海地震条例」の構成

< 目的・実現したい社会 >

県民の生命・身体・財産を地震・津波から守る。

## 基本理念

自助・共助を基軸 連携と役割分担 等

県の責務

県民の責務

事業者の責務

以上を実現していくために必要なこと  
やしくみは何か？

自ら行うこと。  
みんなで行っていきべきこと。  
配慮すべきこと。してはならないこと。 ほか

県の基本的な事業・支援

庁内・関連機関との  
合意形成が必要

## 高知県南海地震対策推進（基本）条例（仮称）

### 目次

#### 第1章 総則

#### 第2章

##### 第1節

##### 第1款

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、来る南海地震から、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防、応急、復旧及び復興に係る対策（以下「地震対策」という。）を総合的かつ計画的に行うため、県、県民及び事業者並びに地域の責務（果たすべき役割）を明らかにし、相互に連携しながら効果的な地震対策を推進していくために必要な基本的事項を定めるものである。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

##### （1） 防災関係機関

##### （基本理念）

第3条 自助・共助を基軸、連携と役割分担・・・

##### （県の責務）

第4条

##### （県民の責務）

第5条

##### （事業者の責務）

第6条

#### 第2章 揺れの被害から身を守る

- ・ 既存建築物の耐震性の向上
- ・ 建物内における安全対策
- ・ 落下物及び転倒物の安全性の確保

- ・被災建築物及び宅地の応急危険度判定の実施
- ・公共土木施設の安全性の確保

### 第3章 大津波から逃げる

- ・津波からの一時避難場所、避難経路の確保
- ・津波からの迅速な避難

### 第4章 火災から身を守る

- ・出火の防止、初期消火

### 第5章 液状化、崖崩れ、地盤沈下等の被害から身を守る

- ・地域の災害危険箇所の把握

### 第6章 命を助ける

- ・緊急交通の確保
- ・災害応急体制の整備
- ・被災者の救出・救助
- ・災害時要援護者への支援

### 第7章 避難生活及び被災生活

- ・災害ボランティア活動
- ・避難生活
- ・情報の入手

### 第8章 生活の再建並びに産業及び都市の再生

- ・復興対策

### 第9章 地域の防災力及び備えの強化

- ・自主防災組織の活性化
- ・防災教育・啓発の推進
- ・事業所の防災対策、防災活動の推進
- ・県民の備え

### 第10章 実効性の担保の仕組み

- ・行動計画の作成と取組状況の公表

第 1 1 章 雑則

第 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日（又は平成 20 年 月 1 日）から施行する。

2

別表（第 関係）


別記第 1 号様式（第 関係）

--